

財務省告示第三十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年一月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	四・四四トン
三	七トン
四	二三、七五七トン
五	一、九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
七一四トン	六一トン	一一、八一トン	九五、七三四トン	三三、五八一トン	二一九トン	二四六、七二六トン	一、一五、一九九トン	四、二一、九三トン	七一、六一トン	六、四八四トン	三、三四四トン	二八、三六二トン	八トン	トン	一五トン

二九	一、 六七トン
二八	一 トン
二七	二、 三三トン
二六	二、 三八トン
二五	トン
二四	一三トン
二三	四、 四四八トン
三三	七四トン
二二	二七、 五七八トン